

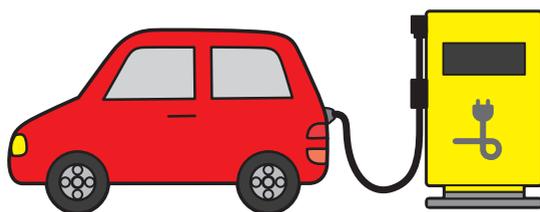
第一種電気工事士のための

# 電気工事技術情報

電気工事関連情報

臨時増刊 / 2012—9

- 電気自動車等に係る「電気設備の技術基準の解釈」の改正について



- いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱いについて



## 電気自動車等に係る「電気設備の技術基準の解釈」の改正について

本誌 Vol. 30でもお知らせしましたとおり、平成24年6月29日に「電気設備の技術基準の解釈」が改正され、電気自動車等から一般家庭等へ電気を供給する場合等における施設要件が追加されました。

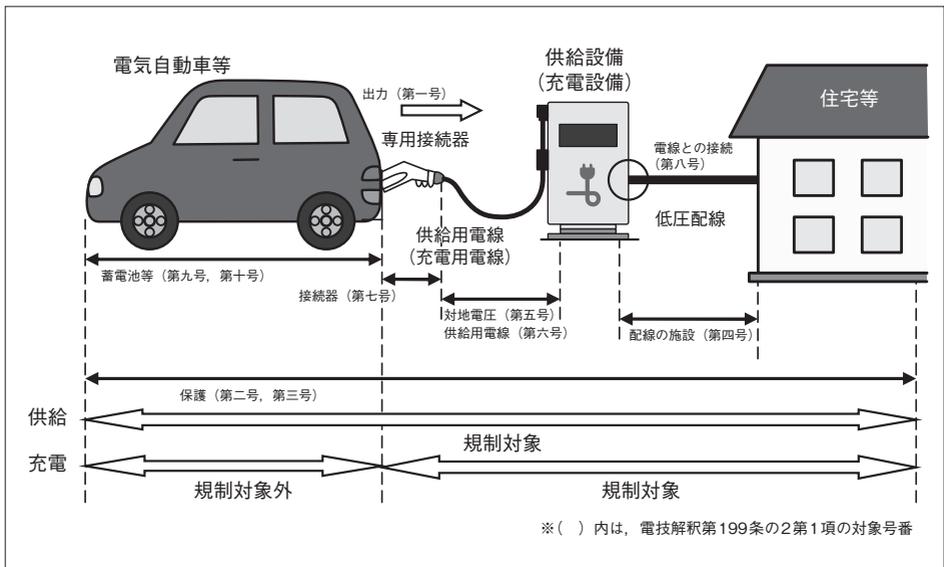
以下、その規制対象について概要を示します。

### (1) 概要

電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など)を一般家庭等の電源として活用する動きが進んでいる。電気自動車等を一般家庭等の電源として使用する場合、電気自動車等は電気事業法上の電気工作物に該当することになるため、電気事業法において安全を確保する必要があることから、解釈第199条の2で電気自動車等の供給設備の施設方法の規定が追加された。

### (2) 電気自動車等の規制イメージ

解釈第199条の2における電気自動車等の電気事業法における規制対象イメージを図に示す。



# いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱いについて

## 1. はじめに

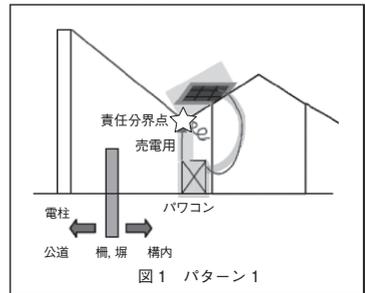
平成24年6月29日に、原子力安全・保安院から「いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電設備の取扱い及び電気主任技術者制度の運用について」の通知がおこなわれ、同年7月24日に改訂された。

## 2. 施設パターンと電気事業法上の取り扱い

施設パターンは多様であると想定されるが、主任技術者の選任が必要な例と不要な例が示されている。

### (1) パターン1：受電用の電線路より送電する場合

需要設備の受電のための電線路と太陽電池発電設備の売電のための電線路を同一電線路にて行う場合、太陽電池発電設備は一般用電気工作物として扱う。また、電気主任技術者は不要である。(図1参照)



■：一般用電気工作物

### (2) パターン2：売電用の電線路を別途設けて送電する場合

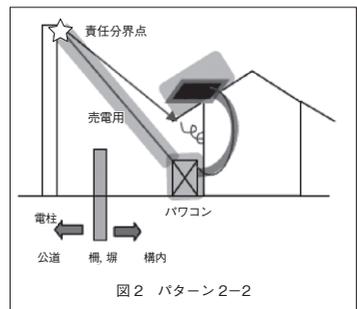
売電用の電線路に係る一般電気事業者と太陽電池発電設備設置者との責任分界点をどこに設けるかによって、売電用の電線路とそれに接続される太陽電池発電設備の取扱いを区別する。

#### ○パターン2-1：責任分界点を構内に設けた場合

構内に責任分界点を設けた場合、太陽電池発電設備は一般用電気工作物として扱う。この場合、電気主任技術者は不要である。

#### ○パターン2-2：責任分界点を構外に設けた場合

構外に責任分界点を設けた場合、他の者がその構内において受電していないため、事業用電気工作物として扱う。この場合、①主任技術者の選任、②保安規程の策定・届出が必要となる。(図2参照)



■：事業用電気工作物

## ● 電気工事技術講習センターに 登録しませんか

電気工事士法により、5年以内に定期講習を受けなければなりません。

平成25年度から定期講習制度が見直しされ、これまでの(独)製品評価技術基盤機構からの受講案内の送付は無くなります。

**電気工事技術講習センター**に登録されますと、以下のような特典があります。

- その1 ★受講期限を超えないように、みなさまの受講時期に「定期講習受講案内・申込書」をお送りします。
- その2 ★「定期講習受講案内・申込書」とあわせて、電気工事に関する新情報『電気工事関連情報』をお送りします。
- その3 ★定期的に『電気工事技術情報』誌を無料でお送りします。

**登録料、年会費は無料です。ぜひこの機会に登録ください。**  
**詳しくは、同封の「第一種電気工事士のみなさまへ」をご覧ください。**

第一種電気工事士のための

電気工事技術情報 臨時増刊／2012-9

発行者 一般財団法人 電気工事技術講習センター

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-8

(第2東洋海事ビル7階)

電話 (03) 3435-0897(代) FAX (03) 3435-0828 <http://www.eei.or.jp>